

令和8年度学校給食用物資納入業者登録制度登録申請の手引き

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間において、直方市が発注する学校給食用物資納入の契約を希望される者は、下記の事項に留意し、関係書類を提出してください。

※学校給食に関する給食物資を納入するためには、学校給食用物資納入業者として事前に直方市に登録されていることが必要です。

直方市では、学校給食の食材料費を市の歳出予算にて支払っております。また、献立作成、食材発注、給食調理、衛生管理面からの学校給食の特殊性を考慮したうえで、直方市の契約事務規則等に基づく契約行為が必要となります。直方市が事業者を選定し、良質な給食物資の供給を安定的に受けられるようするため、「直方市学校給食用物資納入事業者登録制度」を設けております。

1 登録の基準

- (1) 学校給食の目的である児童の心身の健全な発育及び教育に果たす役割を認識し、適切な納入が可能であること。
- (2) 食品に関する法律及びその他の関係法令等を遵守していること。
- (3) 品質が確実に保証され、仕入・製造・保管・配送に至るまで、食品の安全と衛生管理が徹底されているとともに、従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。
- (4) 仕入れ及び製造、加工能力等があり、学校給食の実施に必要な数量を確実に供給できること。
- (5) 納入した物資であっても、検収時に発見できなかった腐敗等により学校給食に使用することに不都合があると直方市が認めた場合は、当該物資の引取り又は交換等に応じることができること。
- (6) 直方市が指定した期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有していること。
- (7) 随時の立入り検査に対し、すみやかに応じできること。

2 登録ができる者

登録の申請をする者は、以下のすべての要件を満たしているものとする。

- (1) 直方市に納付すべき市税（法人市民税、市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等）を滞納していないこと。
- (2) 国税を滞納していないこと。
- (3) 納入物資への異物混入等の緊急時に直ちに対応できる体制が整っていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等（平成3年5月15日法律第77号）第2条第

6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人ではなく、その役員も暴力団員ではないこと。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係又は社会的に非難される関係を有していないこと。

（6）食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく許可を要する事業所については、その許可を得ていること。

（7）市内に本店、支店、製造工場、営業所等を有していること。ただし、県内に本店、支店、製造工場、営業所等を有し、給食物資の仕入れや製造加工の能力が十分にあり、直方市が指示した期日、時刻、場所に確実に納入ができる場合は、登録を可能とする。なお、「地元産食材」の登録においてのみ、地産地消推進の観点から店舗を持たない個人での登録を可能とする。

3 登録対象となる物資品目

登録品目の登録業者で品目毎に見積合わせを行い、最も安価な業者と契約を行います。

「地元産食材」での登録品目に関しては、地産地消推進の観点より優先発注を行います。

番号	登録品目	具体的な給食物資の品名
01	青果（生鮮）・卵	野菜（生鮮）、果物（生鮮）、卵
02	練り物類	蒲鉾、ちくわ、天ぷら、なると
03	酢・酒・みそ・ソース	
04	砂糖・油	
05	豆腐類	豆腐、油揚げ、厚揚げ
06	米・麦	
07	肉類	牛肉、豚肉、鶏肉、ベーコン、ハム、ウィンナー
08	学校給食用物資全般	冷凍食品、乾物、調味料、肉類、魚類、調味料、デザート、こんにゃく、パン、米、ごはん、飲用牛乳、野菜（処理済含む）、果物（処理済含む）、豆類、アルミケース 等
09	調理用牛乳・ヨーグルト	
10	地元産食材	大豆、地場産野菜・果物 ※具体的に納入可能期間を記入してください。
11	給食提供用資材	プラカップ、紙皿、紙コップ、揚げパン用袋
12	その他	（具体的に記入すること）

注1 この表の番号は、申請書の登録品目の番号に対応しています。

注2 具体的な給食物資の品名は一例を示しています。

4 登録の流れ

- (1) 申請関係書類を、直方市ホームページからダウンロードまたは直方市教育委員会教育総務課教育総務係（直方市役所2階27番窓口）の窓口で取得し、申請項目及び必要書類等をご確認ください。
- (2) 「直方市学校給食用物資納入業者登録申請書」に必要事項を記入・押印の上、必要書類を添付して、直方市教育委員会教育総務課教育総務係（直方市役所2階27番窓口）へ持参又は郵送でご提出下さい。
- (3) 提出書類を受領後、書類の内容を審査します。不明な点があれば、電話等で内容の確認をすることがあります。
また、明白かつ軽微な誤字・脱字等が見られた場合、連絡を差し上げずに修正することがありますので、ご承知ください。
※申請手続きにあたり、誤りや記入漏れ等が無いようご注意ください。
申請事項及び添付書類に虚偽があった場合は、登録を抹消する場合があります。

5 登録者の取扱い

登録が認められた者は、「令和8年度直方市学校給食用物資納入業者登録名簿」に掲載します。名簿に登録された者は、直方市が発注する学校給食用物資契約に係る業者選定の対象となりますが、納入業者に選定されることや契約の締結を約束するものではありません。
なお、契約に係る見積品等の提出に要する費用は、見積者の負担となります。

6 申請期間

受付期間：令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）

※土日・祝日は除きます。

受付時間：午前8時30分～午後5時

7 提出先

直方市教育委員会 教育総務課教育総務係

〒822-8501 直方市殿町7番1号 直方市役所2階

電話番号（0949）25-2321

※申請書は持参又は郵送（令和8年2月27日付消印有効）で受け付けます。

8 提出部数 1部

9 提出様式 市様式

【提出書類の綴じ方】

以下の順序で申請書類を綴じて提出してください。

① 直方市学校給食用物資納入業者登録申請書

申請書は、直方市的一般契約における業者登録に係る申請書とは異なります。

〔申請書の記入方法〕

- 手書きの場合、黒色のペン又はボールペンを使用し、鮮明に記入してください。
- 訂正の場合は、訂正箇所に横線を引き、その上部に訂正後の内容を記入の上、実印を押印してください。修正液・修正テープ・砂消し等は使用しないでください。
- 申請年月日は、申請書を提出する日を記入してください。

1 申請者

- (1) 「所在地又は住所」(法人は商業登記簿に記載されている所在地、個人は現に営業している所在地、(本店名を記入し、支店営業所及び工場等が直方市にある場合でもすべて本店名で申請)」、「商号又は名称」(本店名を記入し、支店営業所及び工場等が直方市にある場合でもすべて本店名で申請)」、「代表者職氏名」(法人については、商業登記簿に記載された代表権を有する者、個人については、現に営業している者)」、「電話番号」等を鮮明に記入してください。※ゴム印を使用しても構いません。
- (2) 申請者が個人の場合、代表者の職名の記入は不要です。
- (3) 「商号又は名称」、「代表者職氏名」にフリガナを記入してください。
- (4) 「電話番号」は日中に連絡の取れる番号を記入してください。
- (5) 「実印」は、印鑑登録の印を鮮明に押してください。
- (6) 「使用印」は、直方市との取引に使用する印鑑を届け出ます。見積書、入札書、契約書、納品書及び請求書において使用する印鑑を鮮明に押してください。ただし、個人の特定できる印鑑とします。実印を使用する場合、使用印欄の押印は不要です。ゴム等の変形しやすい印鑑は使用できません。
代理人に委任する場合は、受任者の印鑑を届け出ます。受任者の印鑑は、直方市に提出する書類（見積書、入札書、契約書、納品書及び請求書）に必ず押印の上で提出してください。
- (7) 「委任事項」については、本社が直方市外にあるため、予め本社の代表者が支店等の長を代理人と定めた上で、直方市と取引する場合のみ記入してください。

2 事業及び施設概要

各項目の欄に、以下のとおり記入してください。

当該事業の開始年月日

〔法人の場合〕 法人設立届出書の「設立年月日」

〔個人の場合〕 個人事業の開業・廃業等届出書の「開業・廃業等日」

従業員数

〔法人の場合〕 法人設立届出書の「従業員数」

〔個人の場合〕 個人事業の開業・廃業届出書の「従業員数」

○ 輸送用車両

- ・自家用 …事業所が所有する車両の台数
- ・委託契約…配達委託先の事業所名、委託車両の台数

3 納入希望区分

「小学校」「中学校」「【10 地元産食材 限定】一部の小学校」のうち納入を希望するすべてにチェックをしてください。(小・中学校両方の場合は、両方にチェックをしてください。)

4 取扱区分

登録を希望する「区分No.」欄にチェックをしてください。※複数選択可

5 営業の種類及び食品営業許可番号

食品衛生法に基づく許可を要する事業所は、営業の種類及び食品営業許可番号を記入してください。(営業に関する認可・許可・登録届等欄は、開業にあたって主務官庁の資格等が必要な業務を営んでいる者のみ名称・番号等を記入してください。)

② 滞納のない証明書（添付書類については下記の表を参考にしてください。）

発行後3か月以内のもの（原本・写しでも可）（令和7年度納期到来分）を、下記の場所（鍵かっこ内は証明書の名称）にて取得してください。

（1）市内に本店、支店、製造工場、営業所等を有している場合

- ・直方市役所2番窓口にて「滞納のない証明書」
- ・直方税務署にて「納税証明書（未納税額のない証明用）」

（2）市内に本店、支店、製造工場、営業所等を有しない場合

- ・最寄りの税務署にて「納税証明書（未納税額のない証明用）」

③ 営業上必要とする食品衛生関係法令の許可証の写し

主務官庁の資格等が必要な業務を営んでいる者のみ、その写しを提出してください。

④ 債権者登録（変更）依頼書

市から支払われる給食用物資代金を受け取る金融機関口座を登録するために必要となります。登録が無い場合のみ提出してください。

⑤ 細菌検査報告書

納入業者の製造・加工等に関わる従業員は毎月検便を実施し、結果(写しも可)を可能な限り直方市学校給食会に提出してください。

10 登録後使用の各種様式について

○変更・廃止届

申請の内容に変更が生じた場合、速やかに変更届を提出してください。変更届は、直方市の指定様式を使用し、変更箇所を確認できる書類を添付してください。

○請求書

請求時に使用してください。

11 名簿の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

※9-②については下記の表を参考してください。

添付書類			納税証明 (原本・写しでも可)			
			発行後3ヶ月以内のもの (令和7年度納期到来分)			
			下記内訳表により提出してください。			
			① 国税:法人税・消費税及び地方消費税 「未納税額のない証明」			
			② 市税:法人の場合 事業所在地の市税 「滞納(未納)税額のない証明」			
			個人の場合 代表者個人が納税者となっている市税 「滞納(未納)税額のない証明」			
			納税証明書の種類			
			法人	形態	納税証明書の種類	
				本店が市内	法人市民税・固定資産税 軽自動車税・消費税	
			法人	本店が市外	法人税・消費税 法人事業税	
				本店	法人税・消費	
			法人	支店	法人市民 固定資産 軽自動車	
				本店	法人税・消費税	
			個人	支店	法人事業税	
				本店が市内	市県民税・固定資産税・消費税 軽自動車税・国民健康保険税	
				本店が市外	市県民税・消費税	